

シニア・アナリスト 玉置 浩平  
TAMAOKI-K@marubeni.com

## ○ 対外投資規制：金融面でも分断は加速するか

経済界の反発などで導入が遅れていた**対外投資規制**がついに具体化しつつある。米国は9日、対外投資規制に関する大統領令を発表し、規制案に対する意見公募を**開始**した。**半導体・マイクロエレクトロニクス、量子情報技術、AI**に関連する一部の技術・製品を扱う中国企業に対する特定種類の投資を禁止し、または通知義務を課す内容で、詳細は今後詰める。上院では、より幅広い投資について通知義務を課す法案が可決されており、審議の行方が注目される。

5月の**G7 広島サミット**で発出された**首脳声明**では、対外投資に関する措置の重要性が言及された。EU や英国も必要な措置に関する検討を進めており、日本も対応を迫られる可能性がある。現時点で対象技術・製品は極めて限定的だが、規制は次第に拡大していく可能性がある。

中国と緊密な**関係**を維持してきた金融業界への風当たりも強まっている。米下院の**中国特別委員会**は、資産運用大手・**ブラックロック**と株価指数算出会社・**MSCI**がブラックリストに掲載された中国企業への投資を促進しているとして、両社に対する調査を**開始**した。貿易摩擦やサプライチェーン強硬化などによる貿易面の分断に加え、金融面での**分断**がどの程度進むかが注目される。

## ○ 変化する産業政策の位置付け

米国で半導体産業を支援する**CHIPS・科学法**や気候変動対策を盛り込んだ**インフレ抑制法**（IRA）が成立して1年が経過した。バイデン政権は、過去1年間に半導体製造関連で**1,660億ドル**、クリーンエネルギー関連で**1,100億ドル**（うちEV700億ドル、太陽光100億ドル）の企業投資が発表されたとして、「バイデノミクス」の成果を強調している。

米国による一連の政策は、各国で**産業政策**に対する関心を高めた。欧州では、各国の大規模な支援策によって成長産業の域外移転が進むのではないかと懸念が増大。欧州委員会は今年2月、対抗策として**グリーンディール産業計画**を打ち出し、同計画の下でクリーンエネルギー産業の競争力強化を図る**ネットゼロ産業法案**や、重要物資のサプライチェーン強硬化を目指す**重要原材料法案**などが発表されている。日本では、経済産業省が2021年から「**産業政策の新機軸**」を掲げ、GX・DX・経済安全保障などの分野で支援強化を打ち出してきているが、来年度の**税制改正**ではIRAを参考に重要物資の国内生産に対する税額控除を要望するなど、米国を意識した施策も目立つ。

これまで「**小さな政府**」の観点から否定的に捉えられることが多かった産業政策の是非や効果に関する学術的な**議論**も活発化している。財政上の制約、供給過剰のおそれ、補助金の非効率性などに対する懸念は根強いが、政府による政策介入に関するナラティブ（言説）が大きく**変化**していることは間違いない。企業としては産業政策がもたらす機会とリスクにどのように向き合うかが問われている。

## ○ 競争法の「武器化」？：インテルが買収計画を断念

米半導体大手・インテルは 16 日、イスラエルの半導体受託生産会社・タワーセミコンダクターの買収を取り止めると発表した。両社は 2022 年 2 月に 54 億ドルの買収計画に合意していたが、報道によれば、中国当局から期限内に買収承認が得られなかったという。インテルは違約金としてタワー側に 3 億 5,300 万ドルを支払う。

中国の競争法の運用については、以前から買収承認を盾に企業に様々な要求を行っているとの指摘があり、今回の件も半導体を巡る米中間の対立が影響したとの見方がある。2021 年には、米半導体製造装置大手・アプライドマテリアルズによる旧日立系企業の買収計画が、やはり中国当局の承認を得られずに断念に追い込まれている。

戦略的に重要な業種においては、既に対内投資規制による買収審査が厳格化されているが、競争法の恣意的な運用が広がれば、企業買収を巡る予測可能性はさらに低下することになりそうだ。

---

## 丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号  
<https://www.marubeni.com/jp/research/>

### (免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。